

学校法人平方学園明和学園短期大学動物実験取扱規程

動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段であることに鑑み、学校法人平方学園明和学園短期大学（以下「本学」という。）が、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」（以下「基本指針」という。）及び日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、科学的、動物愛護及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

（目的）

第1条 この規程は、本学における動物実験等の実施方法、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めることを目的とする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針及びガイドライン（以下「法等」という。）、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法等に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（R e p l a c e m e n t、R e d u c t i o n、R e f i n e m e n t）に基づき、適正に実施しなければならない。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）実験動物 動物を実験に利用するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。

（2）動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

（3）飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

（4）実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。

（5）施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。

（6）動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。

（7）動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

（8）動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する

者をいう。

(9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。

(10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する者で、実験動物の管理を担当するものをいう。

(11) 飼養者 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本的な方針・考え方等をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、法等及び指針等に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

(組織)

第4条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、次条に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

(1) 動物実験計画が本規程に適合していることの審議

(2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること

(3) 施設等及び実験動物の飼養・保管の状況に関すること

(4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること

(5) 自己点検・評価に関すること

(6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(委員会の委員)

第6条 委員会は次に掲げる委員で組織し、委員は学長が任命する。

(1) 実験動物及び動物実験等に関して優れた識見を有する者

(2) その他学識経験を有する者

(委員会の組織)

第7条 委員長及び副委員長は、学長が指名する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員会の事務)

第9条 委員会に関する事務は、委員の中から担当者を選出し、担当者が行う。

2 担当者は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存などを行わなければならない。

(動物実験等の実施)

第10条 動物実験実施者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書（様式1）を

動物実験責任者を経て、学長に提出すること。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性。
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物の種の選定、動物実験の成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイントの設定を検討すること。
- 2 学長は、前項の動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験実施者に通知すること。
- 3 動物実験実施者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(順守事項)

第11条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法等及び指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ③適切な術後管理
 - ④適切な安楽死の選択
 - (3) 物理的・化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験については、安全管理に注意を払うこと。
 - (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
 - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験実施者は、動物実験計画に基づき動物実験等を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について、動物実験責任者を経て、学長に報告すること。

(施設等の設置)

第12条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が所定の施設等設置承認申請書（様式2）を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認または不承認を決定すること。
- 3 管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、飼養若しくは保管又は動物実験等を行わさせてはならない。

(施設等の要件)

第13条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養・保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を

有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(6) 実験動物管理者がおかれていること。

(施設外の実験室の設置)

第14条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合、管理者が所定の施設等設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認または不承認を決定すること。

3 管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む。)を行わさせてはならない。

(実験室の要件)

第15条 実験室(前条の実験室を含む。以下同じ。)は、以下の要件を満たすこと。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の管理)

第16条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

(施設等の廃止)

第17条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の施設等廃止届(様式3)を学長に届け出ること。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養・保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

(実験動物の飼養及び保管)

第18条 管理者及び実験動物管理者は、動物実験実施者及び飼養者に飼養・保管方法について周知すること。

(基準の遵守)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、別に定める飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第20条 管理者は、法等及び指針等に基づき、適正に管理されている機関より実験動物を導入すること。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

(実験動物の適正管理)

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の事項を順守すること。

(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

(2) 実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

(3) 実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(4) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養・保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(管理者等の遵守事項)

第22条 管理者等は、次の事項を遵守すること。

- (1) 実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。
- (2) 年度ごとに飼養・保管した実験動物の種類と数等を、学長に報告すること。
- (3) 実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養・保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。
- (4) 実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

(安全管理)

第23条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めておくこと。

- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、飼養・保管の基準を作成し、それに基づき人への危害の発生の防止の措置を講じること。
- 5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第24条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること

(教育訓練)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けること。

- (1) 法等、指針等及び本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養・保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

- 2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録は、保存すること。

(自己点検・評価)

第26条 委員会は、年度ごとに、第5条に掲げる事項に係る自己点検・評価を実施し、その報告書を当該年度末までに学長に提出するものとする。

- 2 委員会の委員は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者及び飼養者、その他の関係者に対し、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

(情報公開)

第27条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養・保管の状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等）については、本学ホームページ等において公表する。

(補則)

第28条 第2条第1号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、この規定の趣旨に沿って行なうよう努めること。

(規程の除外)

第29条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る）の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用しない。

(委任)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第31条 この規定の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規定は、平成25年11月29日から施行する。